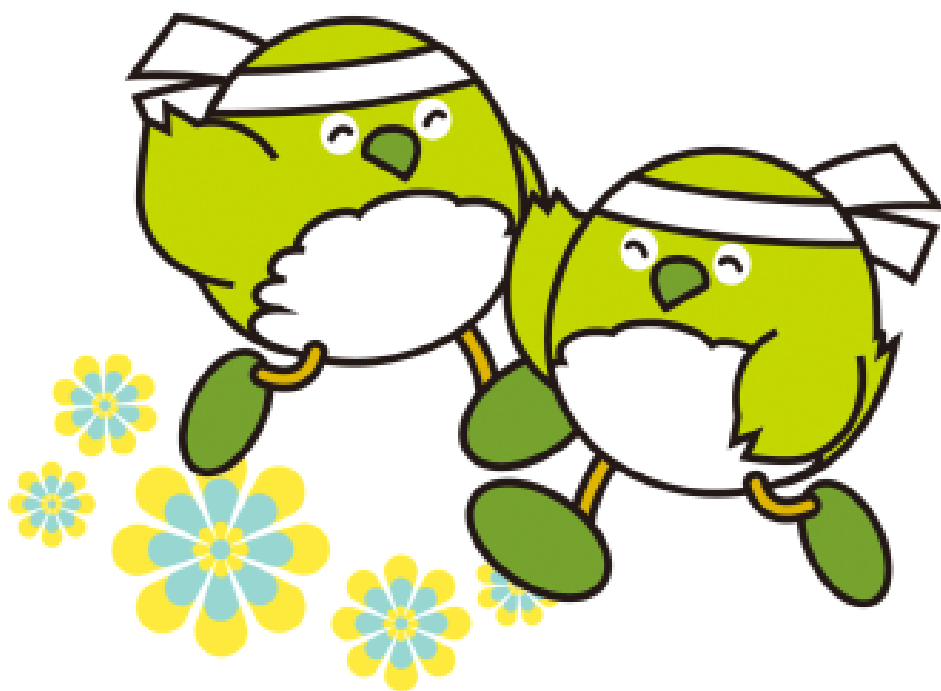


大分県内自治体 不妊治療費助成制度の ご案内



令和4年9月
大分県福祉保健部こども未来課

本冊子について

大分県では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図り、お子さんを望む方の希望を実現できる環境づくりを推進するため、市町村と協力して、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要した費用の一部を助成しています。

県内の市町村では、県が助成の対象外としている費用や、ご夫婦が治療に要した費用から県の助成金を差し引いた後の負担額について、追加で助成を行っている場合があります。

本冊子では、各市町村独自の助成制度をまとめてご紹介しておりますのでご参考ください。

なお、制度内容は変更される場合がありますので、詳細は必ず各市町村にお問い合わせください。

県・各市町村の情報掲載ページ

①大分県 … P2	⑧津久見市 … P6
②大分市 … P3	⑨竹田市 … P7
③別府市 … P4	⑩豊後高田市 … P7
④中津市 … P4	⑪宇佐市 … P8
⑤日田市 … P5	⑫豊後大野市 … P8
⑥佐伯市 … P5	⑬国東市 … P9
⑦臼杵市 … P6	⑭姫島村 … P9

※杵築市・由布市・九重町・日出町・玖珠町は、県制度のみでの実施となります。

※県の制度については、大分市にお住まいの方は大分市への申請となります。

（大分市以外にお住まいの方は、お住まいの市町村を管轄する県保健所が申請窓口です。）

大分県

福祉保健部 こども未来課 母子保健班

【問い合わせ】 TEL 097-506-2672

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 大分県庁別館 4 階

<p>助成要件</p>	<p>次の①～④の全てを満たす方</p> <p>①特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること</p> <p>②治療期間の初日に法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であること</p> <p>③治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満であること</p> <p>④申請時に夫婦のどちらかが大分県内（大分市を除く※）に居住しておりかつ住民登録があること</p> <p>※大分市にお住まいの方は大分市の制度で同様の助成を受けることができます。</p>
<p>対象治療 及び 助成額</p>	<p>◎国の経過措置（特定不妊治療）R4 年度限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鮮胚移植 : 上限 35 万円/回 ・凍結胚移植 : 上限 41 万円/回 ・凍結胚移植（採卵なし） : 上限 14.5 万円/回 ・移植できず（採卵あり） : 上限 30 万円/回 ・受精できず（採卵あり） : 上限 30 万円/回 ・卵が得られず : 上限 14.5 万円/回 ・精子を精巣又は精巣上体から採取する等の手術 : 上限 30 万円/回 <p>※R5.3.31 までの治療（令和3年度に治療を開始し、令和4年度までまたがった治療、もしくは、令和3年度以前に凍結した胚による凍結胚移植（採卵なし）の治療のいずれかとする）に限る</p> <p>◎県の独自助成（特定不妊治療）R4 年度限り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鮮胚移植 : 上限 30 万円/回 ・凍結胚移植 : 上限 30 万円/回 ・凍結胚移植（採卵なし） : 上限 10 万円/回 ・移植できず（採卵あり） : 上限 30 万円/回 ・受精できず（採卵あり） : 上限 30 万円/回 ・卵が得られず : 上限 10 万円/回 ・精子を精巣又は精巣上体から採取する等の手術 : 上限 30 万円/回 <p>※R5.3.31 までの治療に限る</p> <p>◎先進医療 上限 10 万円</p>
<p>助成回数</p>	<p>◎国の経過措置：1 回のみ （ただし、これまでに受けた回数が上限に達していない場合）</p> <p>◎県の独自助成 通算 1 回目申請、又は特定不妊治療の助成を受けて出産された方は、直近の出産後、初めての申請に係る治療開始時点での妻の年齢が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40 歳未満 : 1 出産につき 6 回まで ・40 歳以上 43 歳未満 : 1 出産につき 3 回まで <p>※通算回数は、これまでに大分県で受けた助成（他自治体で受けた助成も含む）及び国の経過措置で受けた各助成回数を通算した回数となります。</p> <p>◎先進医療 保険適用治療と併用して行う先進医療への助成となりますので、保険が適用となった治療回数まで（保険適用は胚移植まで行って 1 回のカウント）</p>
<p>申請期間</p>	<p>1 回の治療ごとに、治療が終了した日の属する年度の末日（3 月 31 日）までに申請。ただし、2 月 1 日～3 月 31 日の間に終了した治療に限り、翌年度 5 月末日まで申請が可能。</p> <p>※末日が土日祝日にかかる場合は、その直前の開庁日が期限となります。</p>



大分市

【問い合わせ】 大分市保健所 健康課 管理担当班 TEL 097-536-2562
 〒870-8506 大分市荷揚町 6 番 1 号 (大分市保健所 1 階)
 申請受付：大分市保健所健康課、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター

<p>助成要件</p>	<p>次の①～②の全てを満たす方 ①治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係にある夫婦であり、かつ治療開始日時点の妻の年齢が 43 歳未満であること ②助成金申請時に少なくとも夫婦の一方が、大分市の住民基本台帳に登録されていること</p>
<p>対象治療 及び 助成額</p>	<p>◎国の経過措置（体外受精・顕微授精）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鮮胚移植 : 上限 35 万円/回 ・凍結胚移植 : 上限 41 万円/回 ・凍結胚移植（採卵なし） : 上限 14.5 万円/回 ・移植できず（採卵あり） : 上限 30 万円/回 ・受精できず（採卵あり） : 上限 30 万円/回 ・卵が得られず : 上限 14.5 万円/回 ・精子を精巣又は精巣上体から採取する等の手術 : 上限 30 万円/回 <p>◎独自助成（体外受精・顕微授精）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新鮮胚移植 : 上限 30 万円/回 ・凍結胚移植 : 上限 30 万円/回 ・凍結胚移植（採卵なし） : 上限 10 万円/回 ・移植できず（採卵あり） : 上限 30 万円/回 ・受精できず（採卵あり） : 上限 30 万円/回 ・卵が得られず : 上限 10 万円/回 ・精子を精巣又は精巣上体から採取する等の手術 : 上限 30 万円/回 <p>◎先進医療 上限 10 万円</p>
<p>助成回数</p>	<p>◎国の経過措置：1 回のみ （ただし、これまでに受けた助成回数が上限に達していない場合）</p> <p>◎独自助成 通算 1 回目の申請、又は特定不妊治療の助成を受けて出産された方は、直近の出産後、初めての申請に係る治療開始時点での妻の年齢が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40 歳未満 : 1 出産につき 6 回まで ・40 歳以上 43 歳未満 : 1 出産につき 3 回まで <p>※通算回数は、これまでに大分市で受けた助成（他自治体で受けた助成も含む）及び国の経過措置で受けた各助成回数を通算した回数となります。</p> <p>◎先進医療 保険適用治療と併用して行う先進医療への助成となりますので、保険が適用となった治療回数まで（保険適用は胚移植まで行って 1 回のカウント）</p>
<p>申請期間</p>	<p>治療が終了した日の属する年度の 3 月 31 日 （2 月 1 日から 3 月 31 日までに終了した治療については翌年度の 5 月 31 日） ※土日祝日の場合、その直前の開庁日が締切。</p>



別府市

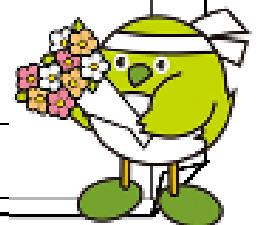
【問い合わせ】 いきいき健幸部 健康推進課 健康企画係
TEL 0977-21-2188
〒874-8511 別府市上野口町1番15号

助成要件	不妊治療を受ける夫婦であって、夫婦又はそのいずれか一方が別府市において住民基本台帳に記録されており、かつ、別府市税の未納がない夫婦（年齢制限なし）
対象治療	人工授精 ※薬剤費を含み、配偶者間の治療に限る。 ※入院費、食事代、謝礼、その他治療に直接関係のない費用を除く。 （R4.4.1以降は人工授精については保険適用になります）
助成額	助成対象費用に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数切り捨て）とし、1組の夫婦に対する申請の日の属する1年度における上限額は10万円
助成回数	制限なし
申請期間	治療日から1年以内 R4.4.1より、保険適用になりますので、R4.3.31までに支払ったものが対象

中津市

【問い合わせ】 生活保健部 地域医療対策課 地域医療対策係
TEL 0979-22-1170
〒871-8501 中津市豊田町14番地3

要件	次の①～⑤の全てを満たす方 ①不妊症で治療が必要と診断された夫婦 ②申請日において、婚姻後1年以上経過していること ③申請日において、夫婦ともに1年以上引き続き中津市の住民基本台帳に記録されていること ④市税を完納していること ⑤治療開始時に妻の年齢が43歳未満であること
対象治療	※R3年度中に終えた治療のみ対象 ◎医療保険適用外の治療費全額を対象 ○人工授精 ○特定不妊治療（体外受精・顕微授精） ・卵胞が発育しない又は排卵終了のため中止 ・採卵準備中、体調不良等のため中止 ○凍結胚移植時直前の凍結保存料（特定不妊治療費に含まれる場合は対象外） ◎特定不妊治療費（体外受精・顕微授精）から県の助成額を引いた1/2を対象 ・凍結胚移植（採卵なし）、 ・移植できず（採卵あり）、受精できず（採卵あり）、卵が得られず（採卵あり） ※申請の際に、県の決定通知書が必要になります。 ●R4年4月以降に開始した保険適用外の治療については助成内容を検討中
助成額	合算して1年度につき上限10万円
助成回数	◎凍結胚移植（採卵なし）、受精できず（採卵あり）、移植できず（採卵あり）、卵が得られず（採卵あり） 通算1回目の申請、又は特定不妊治療の助成を受けて出産された方は、直近の出産後、初めての申請に係る治療開始時点での妻の年齢が、 ・40歳未満で治療開始：1出産につき6回まで ・40歳以上で治療開始：1出産につき3回まで ◎人工授精等上記以外の治療に回数制限はありません。
申請期間	治療を終了した日の属する月の末日から1年以内（必着）



日田市

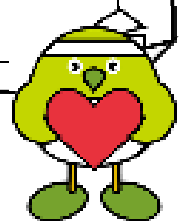
【問い合わせ】 福祉保健部 子ども未来課 子ども家庭相談室 子ども家庭相談係
TEL 0973-22-8230
〒877-8601 日田市田島2丁目6-1

助成要件	次の①～③の全てを満たす方 ①婚姻後1年以上経過した夫婦または事実婚関係にある者 ②夫婦ともに、1年以上日田市の住民基本台帳に記録されている者 ③市税を完納している者
対象治療	◎特定不妊治療費（体外受精・顕微授精） 年齢超過により医療保険適用外となった特定不妊治療費
助成額	助成対象費用に3分の2を乗じて得た額（100円未満の端数切り捨て）とし、1年度につき上限額10万円（通算5年度）
助成回数	制限なし
申請期間	治療を終了した日の属する月の末日から1年以内

佐伯市

【問い合わせ】 福祉保健部 健康増進課 健康医療推進係
TEL 0972-23-4500
〒876-0844 佐伯市向島1丁目3番8号
佐伯市保健福祉総合センター和楽

助成要件	次の①～④の全てを満たす方 ①不妊症で治療が必要と診断された夫婦 ②治療開始時に法律上の夫婦であること ③治療を開始した日の1年以上前から佐伯市民である夫婦 ④市税の滞納がない夫婦 ※年齢制限、所得制限はありません。
対象治療	◎人工授精 ※夫婦間の治療に限ります。 ※入院費、食事代等不妊治療に直接関係のない費用は除く。 ◎人工授精に係る院外処方による薬剤費用 ※人工授精の治療日と同一日に処方された薬剤料に限ります。
助成額	制限なし
助成回数	1組の夫婦に対して通算6回まで（年間回数の制限なし）
申請期間	1回の不妊治療ごとに、治療が終了した日の翌日から起算して1年以内。 申請期限内であれば、複数回の不妊治療の申請を一括で行えます。



白杵市

【問い合わせ】 子ども子育て課 母子保健グループ
TEL 0972-86-2258（直通）
〒875-0041 白杵市大字白杵 72 番 50

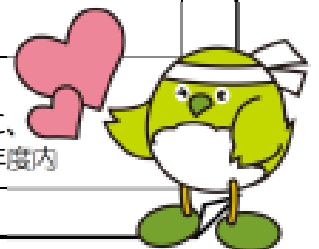
助成要件	次の①～④の全てを満たす方 ① 婚姻後1年以上経過した夫婦（内縁関係を除く） ② 夫及び妻又はそのいずれか一方が、本市に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者、又は就業その他のやむを得ない事情により夫婦のいずれか一方が市内に住所を有する者でない場合にあっては、近い将来に夫婦ともに市内に住所を有する者となる見込みがあると市長が認める者であること ③ 助成金の交付申請の日において市税の滞納がない方 ④ 医療機関が不妊症と診断し、不妊治療を受けている方 ※年齢制限、所得制限はありません。
対象治療	医療機関における不妊治療に要した費用
助成額	1組の夫婦につき1年度あたり上限10万円
助成回数	上限額まで制限なし
申請期間	1回の治療ごとに、当該治療が終了した日の翌日から1年以内

津久見市

【問い合わせ】 健康推進課 健康班
TEL 0972-82-9523
〒879-2435 津久見市宮本町 20 番 15 号

助成要件	次の①～⑦の全てを満たす方 ①夫婦のいずれかが本市に住民登録を有する ②法律上の婚姻をしている夫婦 ③夫婦のいずれも税の滞納がない ④夫婦の年間所得額の合算が730万円未満である ⑤他の市町村で同一の治療に関して給付を受けていない ⑥治療開始時の妻の年齢が43歳未満である（特定不妊治療のみ） ⑦大分県特定不妊治療費の助成決定を受けている（特定不妊治療のみ）
対象治療	◎医療保険適用外の人工授精 ◎特定府に治療（体外受精・顕微授精） 凍結胚移植（採卵なし）、移植できず（採卵あり）、受精できず（採卵あり）、卵が得られず（採卵あり）
助成額	◎人工授精：自己負担額の2分の1（上限5万円） ◎特定不妊治療（体外受精・顕微授精）：上限10万円/回※ ※自己負担額7割から大分県助成金控除後1回につき10万円限度
助成回数	◎人工授精：年1回 ◎特定不妊治療（体外受精・顕微授精）：通算6回
申請期間	◎人工授精：治療を終了した日の属する年度内 ◎特定不妊治療（体外受精・顕微授精）：大分県の助成決定後速やかに、治療を終了した日の属する年度内

※保険適用後の令和4年度助成については、検討中です。



竹田市

【問い合わせ】 社会福祉課 子育て世代包括支援センター
TEL 0974-63-4823
〒878-8555 竹田市大字会々1650 番地

助成要件	次の①～⑤の全てを満たす方 ① 交付申請日において夫婦ともに本市の住民基本台帳に記載 ② 法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦 ③ 不妊症と診断され治療を受けており妻の年齢が43歳未満 ④ 医療保険に加入している者 夫婦ともに市税に未納がないこと
対象治療	保険適用及び県の助成制度に規定する回数を超えて実施した不妊治療
助成額	1組の夫婦に対して、1年度につき上限10万円
助成回数	制限なし
申請期間	治療が終了した日の属する年度の3月末日まで (但し、3月中に治療を終了した場合は翌年度の4月末日まで)

豊後高田市

【問い合わせ】 子育て支援課 母子保健係
TEL 0978-22-3100
〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3

助成要件	次の①～④の全てを満たす方 ①婚姻をしている夫婦(届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む) ②夫婦どちらかが市内に住所を有して1年以上経過している ③市税の滞納がない ④医療機関により不妊症と診断され、その治療を受けた ※年齢制限、所得制限はありません。
対象治療	◎保険適用外の不妊治療費 (人工授精、体外受精、顕微授精、凍結保存料、男性不妊治療) ◎保険適用の不妊治療費の自己負担額(高額療養費や付加給付等を除く) ※入院費や食事代など治療に直接関係ない費用は含みません。 ※凍結保存料は治療に直接関係する直前のもの
助成額	1年度につき上限15万円(県助成金の市負担額分を含む)
助成回数	制限なし
申請期間	不妊治療が終了した日の属する月の翌月から起算して1年以内 (例 令和元年9月に治療を終了した場合、令和2年9月末日まで)



宇佐市

【問い合わせ】 福祉保健部 子育て支援課 母子保健係
TEL 0978-27-8145
〒879-0492 宇佐市大字上田 1030 番地の 1

助成要件	次の①～③の全てを満たす方 ①法律上の婚姻をしている夫婦 ②不妊症と診断された夫婦 ③夫婦ともに宇佐市に住所を有し、1年以上経過している者 (夫婦のいずれか市外居住の場合は申立て理由による) ※年齢制限、所得制限はありません。
対象治療	医療保険適用外の不妊治療及び不妊検査費 ◎一般不妊治療 ◎生殖補助医療(直接治療に必要な凍結保存料を含む) ◎先進医療 ◎医師が必要と判断した不妊治療に必要な不妊検査 ※令和4年4月1日以降に開始した治療及び検査のみが対象となる場合があります。 ※食事代や文書料等の治療に直接関係のない費用を除きます
助成額	医療保険適用外の不妊治療及び不妊検査費の2分の1以内の額 ただし、1組の夫婦に対して1年度につき上限10万円 ※大分県特定不妊治療費等助成事業及び大分県妊活応援検診費(不妊検査費)助成事業対象に該当される方は、県の交付額を控除した額の2分の1以内
助成回数	制限なし
申請期間	治療終了した翌月から1年以内

豊後大野市

【問い合わせ】 子育て支援課 家庭支援係
TEL 0974-22-1021
〒879-7198 豊後大野市三重町市場 1200 番地

助成要件	次の①及び②のいずれにも該当する者 ① 不妊治療を開始しようとする夫婦または開始している夫婦 ② 不妊治療を受けた日及び助成金の申請日において、夫婦ともに市内に住所を有する者 ※年齢制限、所得制限はありません。
対象治療	医療機関における不妊治療に要した費用
助成額	1組のご夫婦に対して1年度10万円を限度に、通算する5年度
助成回数	上限額まで制限なし
申請期間	不妊検査及び治療を受けた日の属する年度の3月末日まで ※ただし、2月1日から3月31日までの間の治療分については、翌年度の5月末日まで申請できます。この場合は、翌年度分の助成となります。



国東市

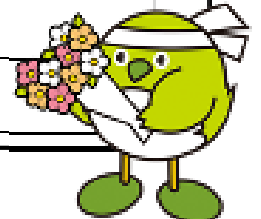
【問い合わせ】 医療保健課 母子保健係
TEL 0978-73-2525
〒873-0502 国東市国東町田深 297-1

助成要件	次の①～③の全てを満たす者 ① 夫婦ともに、1年以上国東市に住民登録がある ② 医療機関が不妊症と診断し、不妊治療を受けている ③ 治療開始日における妻の年齢が43歳未満である
対象治療	◎生殖補助医療（体外受精・顕微授精） 新鮮胚移植、凍結胚移植（採卵あり）、凍結胚移植（採卵なし） 移植できず（採卵あり）、受精できず（採卵あり）、卵が得られず（採卵あり） ※治療費から県の助成を差し引いた額が助成対象 ◎男性不妊治療 ◎人工授精
助成額	◎生殖補助医療、男性不妊治療：上限50万円/回 ◎人工授精：上限5万円/回
助成回数	◎生殖補助医療、男性不妊治療：1出産あたり9回（うち保険外診療は3回まで） ただし、妻の年齢が40歳以上であるときは6回まで（うち保険外診療は3回まで） ◎人工授精：1出産あたり3回まで
申請期間	不妊治療を受けた日の属する月の翌月の初日から1年以内

姫島村

【問い合わせ】 健康推進課
TEL 0978-87-2177
〒872-1501 東国東郡姫島村 1560 番地の1

助成要件	次の①～③の全てを満たす者 ① 婚姻後1年以上経過している ② 夫婦ともに、姫島村に住所を有しており、定住する者 ③ 村税を完納している者 ※年齢制限、所得制限はありません。
対象治療	以下の不妊治療費等 ◎一般不妊治療 ◎生殖補助医療 上記治療に係る以下の経費を助成 ○ 全て保険適用となる治療にかかる経費の自己負担分 ○ 保険適用内の治療と併せて行った先進医療に係る経費 ※治療費から県の助成を差し引いた額が助成対象 ○ 混合治療となり全てが自費となった経費 ※体外受精、顕微授精は大分県が指定する医療機関で行った治療を対象とする ※入院費、食事代等の治療に関係ない費用は含まない
助成額	夫婦1組に対し1年度につき上限30万円
助成回数	通算5年度
申請期間	不妊治療を受けた日の属する月の末日から1年以内



県助成金の申請・ご相談窓口

お住まいの市町村	窓口の名称	所在地	電話番号
別府市、杵築市、日出町	東部保健所	別府市鶴見下田井 14-1	0977-67-2511
国東市、姫島村	国東保健部	国東市国東町安国寺 786-1	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所	臼杵市臼杵洲崎 72-34	0972-62-9171
由布市	由布保健部	由布市庄内町柿原 337-2	097-582-0660
佐伯市	南部保健所	佐伯市向島 1-4-1	0972-22-0562
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所	豊後大野市三重町市場 934-2	0974-22-0162
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所	日田市田島 2-2-5	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所	中津市中央町 1-10-42	0979-22-2210
豊後高田市	豊後高田保健部	豊後高田市是永町 39	0978-22-3165

不妊に関するご相談をお受けしています。

おおいた不妊・不育相談センターhopeful

電話：097-586-6368、080-1542-3268 E-mail：hopeful@oita-u.ac.jp

県助成金、県制度等の事業全般のお問い合わせ先

大分県福祉保健部 こども未来課 母子保健班 電話：097-506-2672

